

日向市墓園条例施行規則

日向市墓園条例施行規則（昭和41年日向市規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、日向市墓園条例（令和7年日向市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（使用者の資格）

第3条 条例第4条ただし書に規定する特別の事由は、次のとおりとする。

- （1） 現に墓所を使用している者が市外に住所を移転した場合
- （2） 市外に住所を有する者が墓所の使用権を承継した場合
- （3） 市内に本籍を有する場合
- （4） 前3号に定めるもののほか、市外に住所を有するものが墓所を利用することにやむを得ない事情がある場合

（使用の許可）

第4条 条例第5条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、墓所使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）のほか、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- （1） 申請者の本籍地記載の住民票の写し
- （2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、申請書の提出があったときは、その適否を決定し、墓所使用許可証（様式第2号。以下「許可証」という。）又は墓所使用不許可通知書（様式第3号）を当該申請者に交付するものとする。

（使用条件）

第5条 条例第5条第3項に規定する条件は、次のとおりとする。

- （1） 碑石及びこれに類する物の高さ 3メートル以下
- （2） 周壁の高さ 90センチメートル以下

2 前項各号の碑石等の高さは、整地面から設備の最高部までをいう。

（焼骨の埋蔵）

第6条 第4条第2項の許可証の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、焼骨を埋蔵しようとするときは、市長に許可証を提示し、墓所埋蔵届（様式第4号）を提出しなければならない。

（使用料の納付）

第7条 使用者は、使用の許可を受けた日から起算して30日以内に条例第6条に規定する使用料を納付しなければならない。

2 市長は、前項の使用料が期限内に納付されないときは、使用者に対して行った使用の許可を取り消すことができる。

(管理料の納付)

第8条 条例第8条の管理料は、毎年5月末日までに納付しなければならない。ただし、新たに墓所の使用を許可された者の当該年度の管理料は、前条の使用料の納期までに納付しなければならない。

2 前項ただし書に規定する管理料は、当該年度における使用月数（使用の許可を受けた日の属する月から当該年度の3月までの月数）に応じ月割計算により算定した額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

(使用料等の減免の申請)

第9条 条例第9条に規定する使用料等の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける災害及びこれに準ずる災害により著しい被害を受けた者 管理料（被災した日以降で1年以内に納期が設定されているものに限る。）を免除

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者 使用料の3分の1を減額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）

2 前項に規定する減免を受けようとする者は、墓所使用料等減免申請書（様式第5号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、墓所使用料等減免承認（不承認）決定通知書（様式第6号）を当該申請者に交付するものとする。

(使用料の返還)

第10条 条例第10条ただし書に規定する特別な理由は、使用許可を受けた墓所に焼骨の埋蔵又は碑石等の建設をしていない場合で、かつ、墓所の使用許可を受けた日から起算して3年以内において当該墓所の返還の届出があった場合とする。

2 前項の場合において、返還する使用料の割合は、別表に定めるとおりとする。

(使用権の承継)

第11条 条例第13条第1項に規定する特別な事由とは、使用者の相続人又は親族等以外の者が祭祀を主宰する場合をいう。

2 条例第13条第2項の規定により使用権を承継しようとする者（以下「承継者」という。）は、墓所使用承継許可申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 墓所使用許可証

(2) 承継者の住民票の写し

(3) 承継者であることを証明する書類

(4) 前3号に定めるもののほか市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定により墓所使用承継許可申請書の提出があったときは、その適否を決定し、墓所使用承継許可証（様式第8号）又は墓所使用承継不許可通知書（様式第9号）を当該申請者に交付するものとする。

(代理人の選定届)

第12条 使用者は、条例第15条に規定する代理人を選定又は変更する場合は、墓所使用代理人選定（変更）届（様式第10号）に代理人の住民票の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第15条第1項に規定する規則で定める事由とは、第3条第2号及び第3号の規定に該当する場合をいう。

3 条例第15条第3項に規定する特別の事由とは、使用者が東臼杵郡の町村に住所を有する場合又は住所を有することとなる場合をいう。

(住所等の変更届)

第13条 使用者又は代理人は、条例第14条に規定する住所等の変更があったときは、墓所使用者住所等変更届（様式第11号）に変更内容を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(許可証の再交付)

第14条 使用者が許可証を紛失し、又は汚損したときは、墓所使用許可証再交付届（様式第12号）を提出し、再交付を受けなければならない。

(使用許可の取消し及び使用権の消滅)

第15条 市長は、条例第17条の規定による使用許可の取消し又は条例第19条の規定による使用権の消滅があった場合は、その旨を墓所使用許可取消（消滅）通知書（様式第13号）で使用者に通知するものとする。

(墓所の返還)

第16条 条例第18条の規定により墓所を返還しようとする者は、市長に墓所返還届（様式第14号）に許可証を添えて届け出なければならない。

(墓園の一時使用)

第17条 条例第21条の規定により墓園内の土地を一時使用しようとする者は、墓園内土地使用許可申請書（様式第15号）に設計書、図面及び仕様書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する墓園内土地使用許可申請書の提出があったときは、その適否を決定し、墓園内土地使用許可（不許可）決定通知書（様式第16号）を当該申請者に交付するものとする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日が属する年度に限り、第8条第1項本文に規定する管理料の納付期限は11月末日とする。

別表（第10条関係）

墓所の使用許可を受けた日からの経過年数	返還する使用料の割合
1年以内	80パーセント
1年を超え3年以内	50パーセント

年 月 日

日向市長 様

申請者住所

氏名

電話番号

墓 所 使 用 許 可 申 請 書

日向市墓園条例第5条第1項の規定により、下記の使用許可を申請します。

記

1 使用者の資格

- (1) 本市に住所又は本籍を有する者
- (2) 祭祀を主宰する者
- (3) その他特別な事由がある者 ()

2 区 分 新 規 移 転 (から)

3 工事実施予定年月 (年 月)

4 添付書類

- (1) 申請者の住民票の写し（本籍及び続柄が記載されているもの）
- (2) 委任状（申請者から申請を依頼された場合）
- (3) その他必要と認める書類

誓 約 書

年 月 日

私は、墓所を使用するにあたり、日向市墓園条例及び同条例施行規則を遵守することを誓約いたします。

申請者氏名 _____

※下記の枠の中は記入しないで下さい。

許 可 番 号		許 可 年 月 日	年 月 日
区 画 番 号		区 画 面 積	m ²
使 用 料	円	備 考	

墓 所 使 用 許 可 証

許可番号		区画番号	
区画面積	㎡	使用料	円
使用者	住所		
	氏名		
使用条件	墓所の使用にあたっては、日向市墓園条例及び同条例施行規則を遵守すること。		
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 本証は、埋蔵届出又は改葬許可申請の際に提示してください。 2 本証を紛失又は汚損したときは、再交付を受けてください。 3 次のような場合は、必ず所定の手続きを行ってください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用許可証に記載された事項に変更が生じたとき。 (2) 使用权を承継しようとするとき。 (3) 新たに遺骨を埋蔵するとき。 (4) 使用权を返還するとき。 (5) 使用区画内に工作物等を設置しようとするとき。 		

日向市墓園条例第5条第2項の規定により、上記のとおり墓所の使用を許可します。

年 月 日

日向市長

（文書番号）
年 月 日

様

日向市長

墓所使用不許可通知書

年 月 日付けで申請のありました墓所の使用については、下記のとおり許可しませんので、日向市墓園条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

不許可理由	
-------	--

（教示）

- この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日向市に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日向市を被告として（訴訟において日向市を代表する者は日向市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

墓 所 埋 蔵 届

許可番号		区画番号	
死亡者	住所		
	氏名		
	死亡年月日	年 月 日	
使用者との続柄		埋蔵年月日	年 月 日
添付書類	墓所使用許可証		
備考			

上記のとおり埋蔵したいので、日向市墓園条例施行規則第6条の規定により届け出ます。

年 月 日

日向市長 様

使用者 住 所

氏 名

電話番号

墓所使用料等減免申請書

年 月 日

日向市長 様

申請者 住所

氏 名

電話番号

日向市墓園条例施行規則第9条の規定により、下記のとおり
申請します。 使用料 管理料 の減免を

許可番号		区画番号	
区画面積	m ²		
規定の額	使用料	管理料	
	円	円	
減免申請額	円	円	
申請理由（該当する理由の番号に○印をつけること。）			
1 災害により著しい被害を受けた。			
2 生活保護法の適用を受けている。			

様

日向市長

墓所使用料等減免 承認 決定通知書
不承認

年 月 日付けで申請のありました使用料又は管理料の減免について、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 次のとおり減免します。

許可番号		区画番号	
区分	使用料		管理料
規定の額	円		円
減免額	円		円
対象年度	年度		年度

2 審査の結果、次の理由により減免できません。

【理由】

（教示）

- この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日向市に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日向市を被告として（訴訟において日向市を代表する者は日向市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

日向市長 様

申請者 住 所

(承継者) 氏 名

使用者との
続柄 ()

電話番号

墓所使用承継許可申請書

日向市墓園条例第13条第2項の規定により、下記のとおり墓所の使用权を承継したいので、申請します。

なお、この承継にあたり紛争が生じた場合は、申請者である私が責任をもって解決します。

記

許可番号		区画番号	
使用者	住所		
	氏名		
承継事由			
添付書類	<input type="checkbox"/> 墓所使用許可証 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 承継者であることを証明する書類 <input type="checkbox"/> その他 ()		

墓 所 使 用 承 継 許 可 証

許 可 番 号		区 画 番 号	
区 画 面 積	m ²		
前 使 用 者	住 所		
	氏 名		
新 使 用 者	住 所		
	氏 名		
使 用 条 件	墓所の使用にあたっては、日向市墓園条例及び同条例施行規則を遵守すること。		
注 意 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1 本証は、埋蔵届出又は改葬許可申請の際に提示してください。 2 本証を紛失又は汚損したときは、再交付を受けてください。 3 次のような場合は、必ず所定の手続きを行ってください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用許可証に記載された事項に変更が生じたとき。 (2) 使用権を承継しようとするとき。 (3) 新たに遺骨を埋蔵するとき。 (4) 使用権を返還するとき。 (5) 使用区画内に工作物等を設置しようとするとき。 		

日向市墓園条例施行規則第13条第3項の規定により、上記のとおり墓所の使用を許可します。

年 月 日

日向市長

（文書番号）
年 月 日

様

日向市長

墓所使用承継不許可通知書

年 月 日付けで申請のありました墓所の使用承継については、下記のとおり許可しませんので、日向市墓園条例施行規則第11条第3項の規定により通知します。

許可番号		区画番号	
不許可理由			

（教示）

- この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日向市に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日向市を被告として（訴訟において日向市を代表する者は日向市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

墓所使用代理人選定(変更)届

年 月 日

日向市長 様

使用 者 住 所

氏 名

電話番号

下記のとおり墓所使用に関する代理人を選定したので届け出ます。

許 可 番 号		区 画 番 号	
区 画 面 積	m ²		
代 理 人	住 所		
	氏 名		
	使用者との続柄 (又は関係)		電 話 番 号
代理人を必要(変更)とする理由			
<p><代 理 人 承 認 欄> 日向市墓園条例第 15 条の規定により、上記使用者の代理人となることを承認します。 【代理人署名】</p>			

※添付書類 代理人の住民票の写し

墓所使用者住所等変更届

年 月 日

日向市長 様

使 用 者 住 所

氏 名

電話番号

下記のとおり変更したいので届け出ます。

許 可 番 号		区 画 番 号	
変 更 事 由	使 用 者	本 籍	(前)
			(後)
		住 所	(前)
			(後)
		氏 名	(前)
			(後)
	電 話 番 号	(前)	
	(後)		
	代 理 人	住 所	(前)
			(後)
氏 名		(前)	
		(後)	
電 話 番 号	(前)		
(後)			

※添付書類

- 1 墓所使用許可証
- 2 変更内容を証明する書類 (住民票の写し・戸籍謄本等)

墓 所 使 用 許 可 証 再 交 付 届

年 月 日

日向市長 様

使 用 者 住 所

氏 名

電 話 番 号

下記のとおり墓所使用許可証の再交付を届け出ます。

許 可 番 号		区 画 番 号	
再 交 付 理 由			

(文 書 番 号)
年 月 日

様

日 向 市 長

墓所使用許可取消(消滅)通知書

日向市墓園条例第 17 条又は第 19 条の規定により、下記のとおり使用許可を
(取 消 ・ 消 滅) したので通知します。

なお、墓所使用許可証は、直ちに返還して下さい。

許 可 番 号		区 画 番 号	
許可年月日	年 月 日		
使 用 者	住 所		
	氏 名		
取消(消滅) 事由			

(教 示)

- 1 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日向市に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日向市を被告として(訴訟において日向市を代表する者は日向市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

墓 所 返 還 届

許可番号		区画番号
使用者	住所	
	氏名	
返還理由		

上記のとおり墓所を返還したいので、日向市墓園条例第 18 条第 1 項の規定により、墓所使用許可証を添えて届け出ます。

年 月 日

日向市長 様

届出者住所

氏名

使用者と ()
の続柄

電話番号

※下記の枠の中は記入しないで下さい。

台帳整理	年 月 日	図面整理	年 月 日
------	-------	------	-------

墓園内土地使用許可申請書

使用場所			
使用面積	㎡		
使用目的			
使用期間	年 月 日から	日間	
	年 月 日まで		
施工業者	住所		
	名称		

※添付書類 使用場所略図

日向市墓園条例第 21 条の規定により、上記のとおり墓園内の土地を一時使用したいので申請します。

年 月 日

日向市長 様

使用者 住 所

(申請者) 氏 名

電話番号

(文書番号)
年 月 日

様

日向市長

墓園内土地使用 許可
不許可 決定通知書

年 月 日付けで申請のありました墓園内土地の一時使用について、日向市墓園条例第 21 条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 次のとおり許可します。

使用場所			
使用面積	m ²		
使用期間	年 月 日から	日間	
	年 月 日まで		
施工業者	住所		
	名称		

2 審査の結果、次の理由により許可できません。

【理由】

(教示)

- この処分について不服がある場合は、行政不服審査法の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、日向市に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日向市を被告として(訴訟において日向市を代表する者は日向市長となります)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。